平成31年3月29日

宮津市議会議長 北仲 篤 様

 会派名
 蒼風

 代表者
 坂根栄

政務活動費 調査研究(視察)報告書

- 1 視察年月日 平成31年2月13日(水)~2月15日(金)
- 2 視察先・項目 ①福岡県太宰府市 ・歴史と文化の環境税について
 - ②山口県岩国市
 - ・路上喫煙対策・禁煙条例について
 - ③岡山県瀬戸内市
 - ・2000 本でも経営が成り立つオリーブ栽培について
- 3 参加者氏名 坂根栄六・向山禎彦・長本義浩・横川秀哉 以上 4名
- 4 経 費 254,520円 (63,630円/1人あたり)
- 5 添付資料 視察研修行程表・資料(別添のとおり)

政務活動費 調査研究(視察)報告書

2月13日(水) 福岡県太宰府市 (面積:29.60 k m²、人口:71,225人)

視察項目 ・歴史と文化の環境税について

1 視察目的・内容

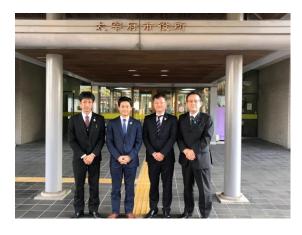
◎視察目的

宮津市財政健全化に向けて、新税導入を視野に入れ魅力ある観光地にふさわしい税収増に繋がる施策を考え、太宰府市の取り組みを学び本市の観光振興につなげていきたい。

◎視察内容

(概要)

福岡県太宰府市は、平成 12 年から国からの三位一体の改革による税収減に対応するために法定外普通税として歴史と文化の環境税を導入。観光客など駐車場利用者に普通車100 円・大型バス 500 円等をお願いするものである。税収は平成 29 年度約 8700 万円。駐車場の実態調査をし、税制審議会を設置。県と総務省と協議・導入。運営協議会で徴収した税の使途を目的化し、ブランド創造としてライトアップイベント、史跡保存、展覧会、美化推進、臨時駐車場、観光情報、施設整備等を充実させている。





①法定外目的税の導入に至った背景や経緯・目的、導入時の手法について

地方分権一括法を受け、平成12年からの地方税法改正により法定外普通税として導入。 交付金・補助金の削減が予想される中、財源を模索していた。交通渋滞の原因を模索している中、観光も視野に入れ観光客に課税できるのではないかということで職員の発案により法定外税の創設について提案があり庁内協議を行う。

市民部部門会議にて調査研究を表明。部長以下プロジェクトチームをつくり全員協議会 や関係者(太宰府天満宮、商工会、観光協会)に説明を行い協力依頼、実態調査を経て総 務省と協議する。

税制審議会を開催し、「太宰府市観光環境税(仮称)の新設について」を諮問。事業者 との説明会を実施し、審議会答申を受ける。アンケート調査や駐車場実態調査を行い、新 税の名称・税目を「歴史と文化の環境税」に決定。 売り上げから税を取られるのではとの誤解から駐車場事業者の理解が得られず条例案の提案を一時断念。駐車場事業者と意見交換を重ね、議会へ条例案を提案・可決。しかし、総務大臣宛てに申し立てをされる。

総務省や文化庁と協議を重ね総務大臣より同意書を受ける。事業者の理解がまだ得られず協議を重ね、1年後の見直しを条件に合意に至る。しかし反対同盟の無料キャンペーンによる特別徴収の未徴収の応酬がはじまる。

歴史と文化の環境税運営協議会の規則を公布し、反対同盟とのやり取りを重ね、正常化の協議が整う。

ここに至るまで3年3か月かかっている。税務課に歴史と文化の環境税推進係が創設され、税制審議会で使途を明確化し、運営協議会に意見をもらって使途を決めている。

※運営協議会の所掌事務

- (1) 歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備に充てる税種の使途に関すること。
- (2) 環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けた企画等に関すること。
- (3) その他歴史と文化の環境税の運用に関すること。

『歴史と文化の環境税収入額』

H15:10,632,850 円	H21:69, 846, 850 円	H27:80,819,500円
H16:33,099,550 円	H22:61, 430, 650 円	H28:84, 309, 650 円
H17:52,019,150 円	H23:63,021,800 円	H29:87,004,000 円
H18:64, 759, 050 円	H24:65, 360, 650 円	
H19:68, 104, 350 円	H25:66,879,150 円	
H20:66, 477, 400 円	H26:72, 192, 950 円	

②駐車場の自動化の補助等といった歴史と文化の環境税の促進施策について

施行前にコインパーキングのプログラム改修に補助金を出している。実績は数件程度。 施行後の補助なし。徴収方法は事業所の都合があるため、自動化の促進はしていない。自 由に任せている。

③市民や駐車場経営者の理解について

平成 17 年と平成 28 年の市民・事業者・来訪者の意識調査によると、継続すべきかの質問に対し、継続するべき割合は市民:81.3%→89.3%へ、事業者:15.3%→45.7%へ、来場者:25.2%→91.3%へと上昇。対象者区分の中で来訪者が多いが、市民の理解の定着が進んでいる。引き続き、使途の説明を続けていかないといけないと思っている。

④税の使途の範囲について(添付資料:歴史税タイムズ)

(景観やイベント、観光協会への補助などどのようにされているのか?)

- ・観光協会の補助は入湯税。歴史と文化の環境税は使っていない。
- ・ 平成 29 年度大宰府ブランド創造協議会の事業

大宰府の魅力発信イベントの新たなブランド創造に対し300万円を充当。「大宰府古都の光」を市民一体で自治会と協力し実施する。浴衣の客にクーポン特典・割引などをしている。来年からやめる。

・史跡地ライトアップ事業

昔はライトをレンタルしお金がかかっていた為、協議会で無駄と判断し購入した。歴 史と文化の環境税から100%充当。

・史跡地保存活用整備事業 史跡地への小道整備。

• 史跡保存管理事業

史跡地のトイレの管理・草刈り等清掃費。事業費の一部分を運営協議会で支援する。 上限 25%の取り決め。

大宰府子ども自慢認定事業

6年生対象に問題集を配布し、観光・自然の問題を子どもたちに解かせる。テストを し、認定する。なぜ学校教育でするのかというと後々のおもてなしの一助となる。

・まるごと大宰府歴史展事業

文化ふれあい館のイベント歴史展をしている。運搬費等。

• 歷史的風致維持向上計画関連事業

計画を作り、事業に基金を積み立てし、修復作業に充てる。持ち主が半分、あとの半分を歴史と文化の環境税で対応している。

• 臨時駐車場設置事業

大宰府天満宮の平常時の周辺が満杯になり、インターチェンジまで渋滞するため、市内の学校などのスペースを臨時駐車場にしている。人件費に活用し、臨時駐車場の利用料金を徴収している。

・仮設トイレ設置事業

トイレのキャパが少ないので仮設トイレの設置費用に充当。市内だけでなく隣の市に も設置し観光客に対応している。

• 門前町美化推進事業

観光客のごみの清掃作業。年末年始が多い。

· 幹線道路周辺美化推進事業

幹線道路の歩道の草刈り清掃を延べ作業距離 160km に亘りきれいにしている。 シルバーに委託。

• 街路樹整備事業

桜並木の国道3号線川周辺の消毒を専門造園業者に依頼。

・観光案内サイン整備事業

名所の案内看板の整備をしている。

• 観光情報整備事業

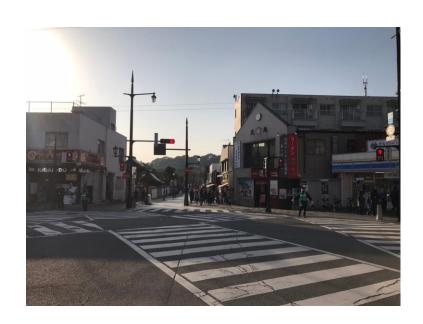
外国人観光客のパンフレットを製作。言語:韓国語・中国語・台湾・英語。

・門前町フラッグ等掲出事業

電柱に国立博物館の宣伝。今後、ラグビーワールドカップ期間のフラッグ掲出予定。



- ・観光客滞留時間等調査事業。 調査しないと事業が成り立たないため、観光客の滞留時間をアンケート調査している。
- ・観光客向けWi-Fi 整備事業 観光地は天満宮だけでなく山・史跡地にもWi-Fi 環境を整備。設置の場所に苦労。500 万円以上かかっている。
- ・自転車等の利便性向上レンタサイクルの委託。
- ・駐車場待ち車両の抑制 駐車場の位置情報、満車情報をQRコードで読み込み、スマホで見れるようにしている。 ・交差点交通誘導警備
- お正月の三が日、特別展等駅前などに交差点の交通量が多くなる。歩車分離信号のスクランブル交差点がわかりにくいため人の飛び出しがある。特に外国人。交差点に警備員を配置。



・花いっぱい推進事業

おもてなしとして、コスモスや菜の花など季節ごとに観光客に眺めてもらう。 農業者 に協力してもらっている。

· 施設整備 · 改修補助金

駐車場協会に補助金。個々の事業者に御礼できないので、その分を協会に出している。 協会の事業は、アクセスマップ、警備、混雑時ごとの渋滞の調査。管理は天満宮がし 交通関係に使ってもらっている。トイレットペーパーの購入や車いす購入等。

事務費

運営協議会の委員報酬等。レシートに交通情報案内システム QR コードを掲載。領収書発行業務。

- ・駐車場案内システム VICS 機能構築 カーナビに駐車場の満空情報を載せる。
- ・地域交通網形成計画策定事業。パーク&ライドなどに700万円 H30:トータル2000万円。
- ・クルーズ船観光客対策事業

大型バスを降りて太宰府天満宮の参道を歩きトイレを使用する流れがある。とにかく トイレが大変になるため、調査関係費に22万円。これからもっとかかると予想してい る。

上記これらを『目的税的普通税』の位置づけとしている。

⑥徴収エリアの範囲について

(市内ということだがエリア設定はしていないのか?観光地以外の駐車場からも徴収しているのか?)

発端的には観光客。審議会にて不整合があり協議した。税の公平性で市内全域とした。

⑦納税者の条件について

(駐車場で利益を上げている方のみなのか、月極で駐車場を貸している人から徴収しないのか?)

特別徴収者の条件は条例の通り日常生活の店舗事業者。10 会場の臨時は対象外。6 台以上を対象としている。税制審議会での審議により、事業者の意見を大きく反映。

8税率の根拠について

(バイク 50 円、乗用車 100 円、マイクロバス 300 円、大型バス 500 円に設定した理由は?) 基本的に普通車 50 円や 80 円となるとおつりの端数が発生する。当時、コインパーキングあまりなく、業務自体に支障がでるため、ワンコインが取り扱いやすいとのことで決定。当時 400 円だったため(中には 300 円)、扱いやすく 500 円のワンコインとなったこともタイミング的に良かった。普通車を基準にマイクロ・大型バスを決めた。





⑨徴収方法について

(駐車台数の把握・申告・漏れなどないのか?)

行政が利用者個人から徴収するのは不可であるため事業者の協力が必要となることから特別徴収とした。申告漏れは1件もない。申告が台数となり、正確な判断としているが、ごまかしは判断しようがない。

⑩有料駐車場を利用する市民の課税について

非課税でいいのではと市民からよく言われる。市内外・外国人関係なく課税している。 市民を判断する基準がないため、コインパーキングで判断できない。また、費用がかさむ ため実施していない。

⑪駐車場台数、観光客数(日帰り・宿泊数・消費額)の推移について

歴史と文化の環境税の総数は2800台。繁忙期に1500台くらい。西鉄電車、直通バス、JR、タクシーあるが、平成29年度1000万人を突破。平成17年度の国立博物館の開館フィーバーから徐々に滑らかに増えている。日本人観顧客九州がほとんどであり、団体は中国が半分以上、個人は韓国が半分以上となっている。国籍の割合:韓国・中国・台湾などアジアが多い。

全体の観光消費額は把握していない。一人あたりは3000円程度。日本人は640万人が立ち寄るが、宿泊施設が一カ所しかない。民間が買取り、山のふもとに一軒だけある。ほとんどが福岡市のホテルに泊まる。

車の利用台数は、平成16年度のクルーズ船寄港から大型バスが増え、1台500円により、収入が上がっている。収入: クルーズ船寄港開始前は6000万円、寄港開始後は大型バスで8000万円に増えている状況であり、国際状況次第で変わってくるものと考えており、恒久的なものではないと思っている。

⑩導入して困ったこと、良かったこと(効果)について

困ったことはない。運営は色々あるが、制度的にはない。効果としては、歴史と文化の環境税で事業費の充当ができるため、本来充当すべき一般財源が減額できるため、持ち出しがないことが大きなメリットである。

⑬これからの課題について

反対される事業者があるので、毎回条例を改正し延長となる。継続のお願いをしている。 反対の意をくみつつやっていかないといけない。

④導入時の議会の反応について

地方分権一括法の三位一体の改革により、地方自治体は脅されていた。自主財源の確保で議会からは歓迎された。

15時限立法にしている理由について

税制審議会で学識経験者が3年後も継続か判断している。事業者との関係がある。当初は5年という話もあった。

16実態調査委託料の対象駐車場について

現地確認により調査した。420か所。

⑩参考事例や費用について

富士河口湖の遊漁税を参考とした。法定外普通税としては、熱海の別荘税(固定資産税にプラス)、山北町の砂利税、伊方原発核燃料税、豊島区のワンルームにかけるもの、泉佐野市の関西空港の連絡橋税がある。

費用は、視察費用や税制審議会の委員の報酬、総務省への状況報告等の出張旅費、実施直前のチラシポスター代。

18使途の対応窓口ついて

税務課は課税して収入としている。事業には、経営企画課が各担当課へおろし事業に充当している。

⑩歴史と文化の環境税の理由について

交通渋滞の解消だけではなく、ごみ等来てもらった観光客にもおもてなしとして返す。 電車も車も CO2 排出環境の影響を考え環境税とした。観光環境税も考えていたが前面に出 すのは違うだろうという判断となった。

②市営の駐車場について

一つもない。市の建物を貸している指定管理者のところの駐車場でとっているところはある。

②反対運動について

収益の中からはねられる思いがあったのではないか。

②小学校のグラウンドの臨時駐車場について

人件費がかかるため、有料。目的外使用にはならない。

【坂根】

観光革命として数々の施策を打ってきた宮津市であるが、税収面での効果が顕著に表れてこなかったため今回の視察は見込み通りの参考となる内容であった。特に、歴史と文化の環境税という目的税的な課税の工夫により使途を明確にすることで施策を展開し来訪者や市民に理解が得られてくることがわかった。ただ、課税への入り口を間違えると事業者の理解を得ることも容易ではなく、実施までに時間を要することもわかった。また、県(府)や総務省への手順もわかった。

財政面においては、新税の導入によりこれまでかかっていた事業費の一般財源を他の事業への財源の組み替えをすることもでき、財政健全化への貢献となるだけでなく、観光施策での税収増の効果が数字で明確になり、さらに観光施策を充実させ、おもてなしの持続可能なまちづくりができるようになることがわかった。なぜ時限立法とされているのかの疑問も解消できた。

宮津市での課税を検討するなら、地域性や日帰りの割合が多いことを鑑みると自分たちが考えまちを築いていく行動を促すためにもエリアマネジメントが重要であり、そのためにもエリアごとの自主財源の創出を図ることが重要に思われる。また、市民への課税は免除するように宮津市在住の運転免許証など市民パスポートを導入し、市外者との差別化を図り、選ばれる街、宮津に住むことの優位性を持たせ、シビックプライドを醸成するべきだろう。

【向山】

太宰府天満宮中心とはいえ、年間1,000万人の観光客が訪問する観光地の「税収増」策として駐車場税を導入された実行力に敬意を表する同時に、市民、駐車場経営者、観光客の反応や対応が気になっていた。が、最初の「進め方」で大きく変わること、きめ細かい対策、など改善の本質を理解されていると感じた。税の使用先として、「ハード面」には使用せず、「ソフト面」に限定していること、特に駐車場経営者への配慮をしていること、は参考になった。また時系列の情報がしっかり管理され後世や他市町への指針となっているように感じた。

【長本】

太宰府天満宮を中心に年間 1000 万人の観光客が訪れる太宰府市において、観光客からの税収策として市営駐車場の無い中、市民、又、民間の駐車場経営者の理解を得、法定外普通税として歴史と文化の環境税を行政職員のアイデアとして取り入れた事に驚いた。導入にあたり当初は駐車場経営者の理解が得られなかったようだが、得た税金の使い道等丁寧な説明で理解され、また、得た税金は普通税であるが史跡保全、観光案内看板など訪れる観光客への「おもてなし」的なことに使われ駐車場料金に上乗せでの徴収であり特別な税金を納めているような感覚にもなっていないように感じられる、宮津市においても新税導入時の参考になりうる取り組みと考える。

【横川】

年間 1000 万人もの観光客が訪れる太宰府市において、宿泊施設がほとんど無いことに驚かされる。何を目当てにこの市を訪れるかは明白であるが、その来訪者を市税に繋げるといった点で、今回の「歴史と文化の環境税」は非常に合理的かつ解り易いと感じた。また、税の公平性といった面でも評価できる。こういった点が市民の約9割の方々が理解を示す要因ではなかろうか。この市内の有料駐車場に課税することは、意外にもそれを負担している来訪者が好評価しており、この税によって得られる年間約9000万円の税収はとても大きな財源となっている。宮津市においても十分導入できる制度であると考え、今後更に研究した上で政策提言に繋げていきたいと思う。

視察項目・路上喫煙対策・禁煙条例について

1 視察目的・内容

◎視察目的

宮津市では「宮津市安全で美しいまちづくり条例」を平成20年より施行している。観光客も増加する中、観光地でのゴミのポイ捨てや歩きたばこが懸念されることから宮津市の条例の実効性など健康で快適な安心安全のまちづくりを推進するために研究する。

◎内容

(概要)

山口県岩国市は、合併前に環境美化条例があったが、合併と同時に失効していた。この条例には、犬のふん・空き缶・たばこのポイ捨ての防止等の条項があったが、罰則規定がなく実効性はなかった。平成21年、岩国市は、市民会議に諮問し『良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例』を定め、自治会等関係団体と協議し、路上喫煙禁止区域を指定。巡視員を配置し、落書き・ゴミのポイ捨てや動物のふんは氏名公表。路上喫煙については過料1000円を設定している。





①条例の導入に至った背景や経緯・目的について

平成20年に禁煙関係を取り組んでいた岩国市議会議員からの質問があった。当時、合併前の旧岩国市には環境美化条例はあったが、合併と同時に失効していた。その条例には大のふんの放置禁止、空き缶・たばこのポイ捨ての防止、自動販売機設置の事業者に空き缶の回収容器の設置義務はあったが、罰則規定がなく実効性がなかった。そこで議員からの質問を契機に復活したというよりも内容を見直し、意識の向上を第一の目的として罰則規定を設け新たに作り直した。

②条例策定に至る手法について

条例の素案をつくり、庁内協議、自治会や商工会議所、商店街、警察、検察、土木事務所、JR 岩国駅、国交省、観光協会へ説明し協議、岩国市福祉環境市民会議に諮問した。パ

ブリックコメントをし、市民の意見を公募、岩国市福祉環境市民会議で審議し答申。議会 へ提出した。

③議会の反応について

退職し当時を知る者がいない。原案を大きく変えるものはなかった。

平成23年の12月議会で制定後の効果の質問があるなど定期的に質問がある。中心市街地を取り組んでいる議員からも質問をもらっている。

効果を図るのは難しいが、吸い殻の量や過料の注意件数をみると吸い殻の量も注意件数も減っている。

④周知の方法について

市のホームページでの周知とチラシの配布を実施。開始前に大きく広報をした。禁止区域の錦帯橋エリアと駅南側の商店街エリアの2か所を指定し、専用のポスターではキャラクターを使い、駅近辺は極端に多いくらいの枚数をお願いして貼り出した。キャンペーンの宣伝にのぼりを押し立てるくらいの宣伝をした。条例の中には猫のえさやりも条例に含む。とにかく市の職員の足で稼ぐ取組みを実施。エリアでは指導専門員として臨時か嘱託職員で対応した。警察 0B も登用。目立つように警察に似たてた制服にした。過料徴収の前に周知を集中的に実施した。



⑤制定後のトラブルについて

かなりあった。指導に慣れている警察の OB にしていただいたが、中々理解してもらえない。現在 3人1チームで、その内ひとりは警察 OB。正職員が説明する体制づくりとした。歩きたばこ・ポイ捨ての割合は、7割がたばこのポイ捨て。理解してもらえない人は減ったが、摘発まではしていない。意識の高揚を一番にとらえて啓発活動としている。路上禁止区域では声掛けをしている。たばこを吸っている方には注意をし、ご理解いただいた方に過料としている。何が何でもつかまえることを重視しているわけではない。走って逃げる人もあるし、走ったこともかつてあった。条例の趣旨のとおり、外でのたばこの禁止を一生懸命説明するために巡視員には勉強してもらっている。駅近辺はかなり減ってきたと感じている。

⑥エリア指定の理由について

駅前については、自転車放置禁止区域の自転車撤去の範囲を参考にした。エリアの指定 については、反対意見もなく、拡大してほしいという意見や喫煙場所を設置してほしいと いう意見があった。

そこで、エリアの範囲の指定については、福祉環境市民会議の答申書に地元関係者と十分考慮して決定することとあったので、禁止区域内の喫煙場所の設置についても考慮して、市で素案を作り、関係機関と協議・検討し、自治会・商店街などの意見を聞きエリアを決定した。

ゴミのポイ捨ては市全域としている。証拠集めが難しいため改善命令は難しい。自治会を巻き込み、周知するのがせいぜいである。

たばこについては、エリアで過料徴収を実行している。巡視員の給料にあてているわけではないため、費用対効果をいわれるとつらい。



(7)監視の方法、罰則過料の徴収方法について

過料マニュアルを職員が作成。過料を課す場合は、巡視員が違反行為を確認した上で、違反者を止めて説明し、身分証で名前を確認。その上で、不服申し立てには複写式の告知弁明書を交付し、弁明機会を与えた上で、過料処分決定通知書と納入通知書を交付する。発足当時は9割9分この通りになっていない。名前を伺うまでにいかず、領収書はいらないからと言ってその場で現金で払う人が9割となっている。

ゴミのポイ捨てについては、目撃者情報にて服装やお住まいを確認し、禁止エリアを知っているかどうか等の報告を受け、口頭で過料徴収を説明する。

服装は警察に似たようなものから蛍光色のチョッキへ現在は防止だけにしている。スーツではなく動きやすい恰好。襟内にセーフゾーンを設けている。

また、1日に1回、掃除も同時にしてもらっている。掃除と錦帯橋付近を何回か往復する。現在は、灰皿の掃除だけとか過料徴収だけなら人はいらないのではないかという声があるが、ポスターとか路面の剥がれの発見や確認もしてもらっている。



⑧過料の金額の設定根拠について

過料 1000 円の根拠は、当時の記録がない。3000 円という声もあったが、どんどん取り締まるわけではなく、意識の向上が第一の目的であると条例に書いてあるためペナルティを低めで1000 円にしたのではないかと思われる。

⑨警察など団体との調整について

警察には過料実施後、意見交換程度となっている。商店街の会長、公園管理者、観光協会と相談している。通られる方の煙の境目、路上禁止エリアでは店の中でという話もしている。

⑩導入して困ったこと、良かったこと (効果) について

当初、歩きたばこでその場に捨てることへの禁止の説明を聞いてもらえないことが多かった。そのためトラブルに耐えられず退職された方がおられた。今ではマナーが一定定着し、たばこのポイ捨て数が減ってきている。

⑪これからの課題について

市民には周知できているが、観光などで市に来られた市外居住者の過料が増えている。 また、米軍人への英語の対応が必要。チラシでの英語表記や身振り手振りで説明している。 チラシにはセーフゾーンを記載し、ホテル旅館におかせてもらいお客に渡してもらっている。

この条例は、環境美化から始まっているので健康増進ではない。条例制定後、県も厳しいガイドラインを策定している。岩国市の条例では、人が歩いているところについてたばこが吸えないこととしているが、県のガイドラインとなると指定喫煙場所ではほとんど置けなくなる。禁煙区域では2割弱のセーフゾーンを用意できなくなる。ガイドラインができる前から設置しているから現在置けているが、今後においては全撤去になる可能性がある。錦帯橋エリアでは、指定喫煙場所自体が錦帯橋の工事で一時撤去となる。工事後、再度おけなくなるかもしれないので厳しくなりそう。飲食店も厳しくなるかもしれないが、全体的に喫煙者を少なくするのが市の目標であり、まったく置けないのは観光などビジネスでの影響が出る可能性がある。マナー守っていただくためのセーフゾーンがおけないかなと思っている。過料は徴収するのに、たばこを吸うところは置かないのかといわれるとつらい。

22罰則を受けた人数について

たばこの吸い殻が減っている。駅前きれいになったといわれる。

たばこの吸殻: 平成 25 年度 3,768 本 → 平成 29 年度 1483 本

警告件数: 平成 25 年度 151 件 → 平成 29 年度 100 件

過料徴収: 平成 25 年度 48 件 → 平成 29 年度 26 件

(別紙参照)

③動物のふんやごみについては過料とせず氏名公表とされた理由について

当時の記録なし。現行確認が難しいからではないかと思われる。苦情は職員が足で稼ぎ、何度も説得する。落書きについては、氏名公表や改善勧告までに至ったことはない。改善していただくように何度も説明説得している。スーパーの駐車場でのえさまきがあり、張り込みをしたこともある。

⑭事業費について

決算ベースで、

平成22年度:8,168千円(臨時職員の巡視員4名の賃金、消耗品費、チラシポスター代等) 平成29年度:6,018千円(嘱託職員の巡視員3名の賃金、消耗品費、修繕料、通信運搬費等)

導入に際しての予算は、合併前の携帯灰皿とJTが携帯灰皿を無償配布。イベントでの配布ではなくエリアでの配布。セーフゾーンには大型の灰皿を設置。JTと契約をかわし無料で提供してもらった。

⑤巡視員について

巡視時間は、9:30-16:30

3人で1チーム。車でエリア間を移動し、駐車場が確保できていないため車で1人待機、 2人で対応。条例の係員の名札と市の職員名札を持っている。1人は警備会社。

16過料の効果について

抑止力となり、効果あると思う。意識にはなる。しかし、コストパフォーマンスは合わない。

⑪電子タバコの扱いについて

岩国市では電子タバコも不可。過料の対象となる。法律上の定義にある。受動喫煙だけでなく子供の目の高さ。電子たばこでは危なくはないが、電子たばこも岩国市の条例の定義としている。

2 考察・検証・成果等

【坂根】

本条例があってもその条例の実効性や有効性については効力が発揮できているのかの 検証は必要と思う。過料の設定をすることが抑止効果につながることは明白にわかったが、 その体制づくりを考えると費用対効果を図るものではないこともわかった。過料を徴収する方法の他、氏名の公表をすることを打ち出すことも抑止につながるのではないかと感じた。市民がボランティアでゴミをひろい、自分たちの街を美しく環境を保つことも重要ではあるが、来訪者へのマナーの啓発は必要である。

【向山】

禁煙条例は「今の健康増進法」ではなく「町の美化」から出ていることを、明確に指針 として持っておられることが、推進のポイントだと感じた。

過料徴収が経費と相殺されない程度が市民の理解を得られるのか、気にはなったが「町の 美化」が指針であることで混乱もないと理解した。

今後、健康増進法による禁煙者と喫煙者の住み分けも課題になると考える。

【長本】

世界遺産登録を目指す錦帯橋を有する岩国市では、現在の健康増進法が言われる以前より町の美化運動の一環として又ポイ捨て禁止の観点から路上喫煙防止条例に取り組んでこられた、岩国市駅前、錦帯橋周辺、市役所周辺でお行っているがエリア内では喫煙場所も設けての取り組みで市民、来訪者への周知を行い、監視員を配備し監視、注意喚起、過料徴収など活動を行って一定の効果はあるが、監視員の人件費など罰則徴収金では賄える程でもなく観光地の宮津市においてこの様な取り組みを考える場合市民、観光客への周知は当然の事であるが監視員配備、罰則過料徴収においては慎重に検討の必要が有ると思う。

【横川】

天橋立と同じく世界文化遺産登録を目指している日本三名橋である錦帯橋を有する岩国市では早くから「良好な生活環境の確保」という高い意識を持ち取り組んでこられた。 条例施行後ポイ捨ては目に見えて減少しており成果を出してこられたが、その裏には相当な苦労があり、特に路上喫煙禁止についてはそのエリア指定に対する周知はもとより、その本質を市民の方々にご理解いただく必要がある。また観光客にも周知させなければならないので、どのようにキャンペーンをするのかが大きな課題ではなかろうか。また、それを監視する方法や罰則過料の徴収方法についても慎重に考えなければならない。こういった一連の費用についても徴収した過料で賄えるものではないが、高いモチベーションを持って前に進むことは大変意味があると確信した。

2月15日(金) 岡山県瀬戸内市 (面積:125.46 km²、人口:37,371 人)

視察項目・2000本でも経営が成り立つオリーブ栽培について

1 視察目的・内容

◎視察目的

宮津市においてもオリーブ事業を始めている。少ない本数でも経営が成功している事例 を研究し、今後の参考としたい。

◎視察内容

(概要)

岡山県瀬戸内市にある牛窓オリーブ園。服部家当主の財力で開業・運営。昭和 17 年に 栽培開始、24 年には日本オリーブ株式会社設立。化粧品など付加価値の高い商品を開発し 約 80%を占める。売り上げ 13 億円。雇用者数は正規約 80 人、非正規約 25 人。直営店 4 店舗。10 haに 2000 本。収穫量 10 t。 1 本 5 kg。 1 本当たりオイル量 10%・平均 500 g。 スペインに自社農園があり 3100 本で約 120~150 t 収穫。輸入 90%・ブレンド。行政の支援はない。





①オリーブにした理由について

服部家当主(初代)がオリーブの話を聞いていたこと。向かいの小豆島からオリーブの苗木を入手したこと。農園を芋畑にするよう軍の要請があったこと。が、オリーブ栽培をしたきっかけ。

②事業を起こそうとした背景や経緯について

昭和17年に栽培開始。

24年には日本オリーブ株式会社設立。第一号は化粧品を商品化。昭和30年~40年に拡大。

③経営の成功の秘訣について

農産品のほか、化粧品など付加価値の高い商品を開発。80%から90%占める。 スペインにも直営農場45ha/3,100本 ※生産管理、出荷管理を中心に探した結果、スペインになった。

④雇用者数について(正規・非正規)

正規80~90人、非正規25~30人。

店舗:直営店4店舗(東京・神奈川・神戸・岡山)

⑤売り上げについて

約13億円

⑥1 本当たりの収穫量について

土地:10ha

オリーブ:2,000本

収穫:10t

1本当たり:5kg





⑦1 本当たりのオイルの量について

10%平均 · 500g

⑧輸入オリーブの使用について

90%輸入。ブレンドしている。 自社スペイン農園 10% スペイン農園は 3100 本で 120~150t 収穫。

⑨初期投資及び資金調達の方法について

行政支援金0円。服部家の財力で開業・運営。

⑩植栽本数の増加策について

基本は挿し木で増やす。苗木販売も行う。新種は常に検討し、機会あるごとに投入し、 5年~10年のスパンで苗を開発している。



⑪土壌改良について

これが一番大事。常に行っている。肥料散布、土壌改良、水捌け改良は日課。

⑩商品数について

160~200 品種。毎年新商品は考えている。商品やパッケージデザインも自社内。

③行政や学校等との関りについて

中学・高校の職場体験。大学受験生の企業取組体験。幼児の芋畑(今はない)

(4) 商標について

日本オリーブ※取れないかと思っていたが取得出来た。 今は類似(日本オリーブ製造?などあり) 他に、オリーブマノンなど多数あり。企業防衛手段。

15年間の来場者数や誘客の方法について

8万~10万人来場される。

テナントが1店舗入店。

客層:中国、関西が大半。ゴールデンウィークは50%が大阪、神戸。 ネットでイベント案内を実施している。宣伝とかは特になし。ホームページ。

16課題について

土壌改良と雑木整備。天候に左右される。水やりのタイミング。湿度。



17宮津市へのアドバイスについて

雪による枝折れ対策。台風被害。土壌改良の継続。

人口受粉は基本的にしていない。

食品に拘らず付加価値の高い商品開発が必要。

平地栽培が最大の魅力。牛窓は山(丘)なので、収穫や管理が大変。

牛窓オリーブ園を参考に進化されれば怖い。5年10年後はライバルになる。

2 考察・検証・成果等

【坂根】

少量のオリーブの収穫からどのように売り上げを伸ばし、事業を成功へと導くのか見込み通りの内容であった。成功の秘訣は、商標を確立し、女性層をターゲットに付加価値の高い化粧品を開発販売することで運営資金を確保し次の投資拡大を展開していくこと。海外からの輸入ものを活用しオリーブの量を確保すること。栽培については湿度の適正の判断が必要であり、水やりの適正管理により収穫に影響がでること。土壌改良を繰り返す必要があるため労力がかかることもわかった。行政に頼らなくてもやっていける事例として参考になったが、瀬戸内市牛窓の日照時間の優位性など宮津市の気候の違いの差がどのくらい影響されるのかは懸念が残った。

【向山】

行政支援に頼らない民間経営の考え方が参考になった。2,000 本のオリーブを如何にして産業にするか、の考え方は、付加価値を付けた「化粧品」が第一号商品であったこと、食用(オリーブオイル)に拘っていたら現在はなかったこと、観光農園としての顧客つくり、商品数 200 点を、社員が手掛けていること、など、参考になった。土壌改良が大切なこともよく分かった。

スペイン直営農場も、「スペイン有りき」ではなく、日本オリーブ株式会社が生き残る最善策として生産面、管理面から見出した先が「スペイン」であったと聞いて、民間会社のノウハウが理解できた。

【長本】

戦時中の食糧施策の、さつまいも栽培の一環として空きスペースを利用し、個人(一企業)が行政の支援もなくオリーブ栽培を行い、戦後、食用油(オリーブオイル)ではなく化粧品のエキスオイルとし生産したことは驚きであった、化粧品に付いても製造委託により自社工場を持たず製造し商品販売に注力し利益を上げ次の苗木の購入するなど企業的にも発展し、研究開発に充て付加価値の高い商品開発を行っていた。瀬戸内の温暖で日照にも恵まれた土地柄はオリーブの栽培にも適するが、夏場の水の管理、土壌改良、樹木の剪定などかなりの手間をかけての栽培が必要であるように感じられる、宮津市内のオリーブ栽培農家の自立の為、食用オイルだけでは無くあらゆる可能性を視野に入れ商品開発、販路の開拓等課題に対しアドバイスが出来るか行政としての取り組みを考える必要がある。

【横川】

行政の支援など全くあてにしていない民間企業の高い理念に裏づけられた経営方法は 大変参考になった。昭和34年の輸入自由化によって良質で安価なオリーブオイルが国内 でも流通。食品としてのオリーブオイルに拘らず、化粧品の開発に注力された点は意外で あった。要は付加価値の高い商品を作り出す「開発力」こそこの事業を成功に導く鍵であ ると実感した。また、これだけ天気が良く日射量もふんだんな瀬戸内にあっても、害虫被 害や病気といったリスク管理が想像以上に大変であり、「オリーブは手間がかからない」 と認識していたがそれは間違いであった。今後宮津市の事業者が独立していくにあたり、 商品開発、販路、危機管理等の様々な課題に対し、市としてどのようなバックアップが最 良なのか検討しなければならない。